



埼玉県報

第 2 3 6 7 号
平成 24 年 2 月 28 日
火 曜 日

目 次

規則

- [児童福祉法施行細則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [職員の任用に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [坂戸都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [里親取扱規程を廃止する告示\(こども安全課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [県道朝霞蕨線\(朝霞市上内間木\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道三沢坂本線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道弁財深谷線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道弁財深谷線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道佐野古河線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

（養育里親名簿等）

第十七条 法第三十四条の十八に規定する養育里親名簿は、様式第三十九号の二のとおりとする。

2 規則第三十六条の四十一に規定する申請書の様式は、様式第三十九号の三のとおりとする。

3 知事は、前項の申請書を提出した者を養育里親として認定し、第一項の養育里親名簿に登録したときは様式第三十九号の四の養育（専門）里親登録通知書を、養育里親として認定しなかつたときは様式第三十九号の五の養育（専門）里親登録審査結果通知書を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

第十七条の次に次の五条を加える。

（養育里親登録事項変更等の届出）

第十七条の二 規則第三十六条の四十三第二項の規定による変更の届出は、様式第三十九号の六の養育里親登録事項変更届により行わなければならない。

2 里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号。次項において「里親最低基準」という。）第十四条第二項の規定による事故の届出は、様式第三十九号の七の児童事故届により行わなければならない。

3 里親最低基準第十四条第三項の規定による届出は、様式第三十九号の八の養育辞退届により行わなければならない。

（養育里親登録の消除）

第十七条の三 知事は、規則第三十六条の四十四の規定により養育里親名簿の登録を消除したときは、当該消除に係る養育里親であつた者に様式第三十九号の九の養育里親登録消除通知書を交付するものとする。

2 規則第三十六条の四十四第一項第一号の規定による登録の消除の届出は、様式

第三十九号の十の里親辞退届により行わなければならない。

（養育里親登録の更新）

第十七条の四 規則第三十六条の四十六第一項の規定による更新の申請は、様式第三十九号の十一の養育里親登録更新申請書により行わなければならない。

2 知事は、規則第三十六条の四十六第一項の規定により養育里親名簿の登録を更新したときは様式第三十九号の十二の養育里親登録更新通知書を、認定しなかつたときは様式第三十九号の十三の養育里親登録更新審査結果通知書を更新の申請をした者に交付するものとする。

（誓約書の提出）

第十七条の五 養育里親は、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託を受けたときは、様式第三十九号の十四の誓約書を児童相談所長に提出しなければならない。

（養子縁組里親及び親族里親の認定等）

第十七条の六 規則第一条の三十三第二項一号に掲げる者（以下「養子縁組里親」という。）又は同項二号に掲げる者（以下「親族里親」という。）の認定等について、規則第三十六条の四十七の規定により養育里親の認定等に準じて行う場合においては、前五条の規定を準用する。

第二十一条中「様式第三十九号の二」を「様式第三十九号の十五」に改める。

第二十二条中「様式第三十九号の三」を「様式第三十九号の十六」に、「様式第三十九号の四」を「様式第三十九号の十七」に、「様式第三十九号の五」を「様式第三十九号の十八」に改める。

第二十三条中「様式第三十九号の六」を「様式第三十九号の十九」に、「様式第三十九号の七」を「様式第三十九号の二十」に改める。

様式第五号中「行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則」の次に「（平成十七年埼玉県規則第三号）」を加える。

様式第三十九号の七を様式第三十九号の二十とし、様式第三十九号の二から様式第三十九号の六までを様式第三十九号の十五から様式第三十九号の十九までとし、様式第三十九号の次に次の十三様式を加える。

様式第39号の2（第17条関係）

里親名簿

登録番号		児童相談所			
里親					
氏名		氏名			
性別		性別			
生年月日		生年月日			
職業		職業			
健康状態		健康状態			
養育里親研修 修了年月日		養育里親研修 修了年月日			
専門里親研修 修了年月日		専門里親研修 修了年月日			
登録 年月日		登録 年月日			
里親の種類	養育・養育（短期）・ 養育（親族）・専門・ 親族・養子縁組	里親の種類	養育・養育（短期）・ 養育（親族）・専門・ 親族・養子縁組		
住所					
同居人の状況					
氏名	生年月日	性別	続柄	職業等	健康状態
備考					

備考 「里親の種類」の欄の記載は、次の要領に従ってすること。

- 1 1年以内の期間を定めて要保護児童を養育する者は、「養育（短期）」に を付けること。
- 2 要保護児童の親族である扶養義務者及びその配偶者は、「親族」に を付けること。
- 3 要保護児童の扶養義務者以外の親族（上記2に該当する者を除く。）は、「養育（親族）」に を付けること。

養育(専門)里親登録申請書

(宛先) 埼玉県知事 里親となることを希望するので、児童福祉法施行規則第36条の4第1項(第2項)の規定により関係書類を添えて申請します。 年 月 日 申請者 印						
申請者	住所					
	氏名	生年月日	性別	職業	健康状態	
申請者の同居人	氏名	生年月日	性別	続柄	職業等	健康状態
希望する里親の種類	養育・養育(短期)・養育(親族) 専門・親族・養子縁組		受託希望児	希望児童		
研修修了(見込)年月日 (養育里親又は専門里親の希望者のみ)		(養育・専門)里親研修 (修了・修了見込) 年 月 日				
里親になることを希望する理由						
従前に里親であつた場合		里親の種類() 里親であつた期間() 登録都道府県名()				
専門里親	専門里親に該当する要件	養育里親としての養育経験(年 月) 児童福祉事業の従事経験(年 月)				
	委託児童の養育に専念できる事実					

養育の方針							
住宅の状況	1 持家(延床 m^2)・借家(延床 m^2) 2 戸建て・マンション・アパート・その他()						
家計及び資産	収 入	支 出	資 産	田	m^2	山林その他	m^2
	年 円	年 円		畑	m^2	宅 地	m^2
	月 円	月 円		家屋	m^2	不動産以外	
連絡方法	自宅電話	()				自家用車	
	勤務先電話	()				有 無	
申請者宅への地図							
添付書類	1 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) 2 住民票の写し 3 所得証明書又は源泉徴収票 4 申請者の履歴書 5 同居人の履歴書 6 申請者の居住する家屋の平面図 7 養育(専門)里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類(養育里親又は専門里親の希望者のみ) 8 児童福祉法第34条の19第1項各号のいずれにも該当しないことを証する書類 9 児童福祉法施行規則第1条の37第1号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書類(専門里親希望者のみ)						

備考 「希望する里親の種類」の欄の記載は、次の要領に従ってすること。

- 1 1年以内の期間を定めて要保護児童を養育することを希望する者は、「養育(短期)」に を付けること。
- 2 要保護児童の親族である扶養義務者及びその配偶者は、「親族」に を付けること。
- 3 要保護児童の扶養義務者以外の親族(上記2に該当する者を除く。)は、「養育(親族)」に を付けること。

様式第39号の4（第17条関係）

養育（専門）里親登録通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付けの養育（専門）里親登録申請については、下記のとおり
養育里親名簿に登録することを決定しましたので、児童福祉法施行規則第36条の4第2
項の規定により通知します。

記

- 1 登録年月日 年 月 日
- 2 登録番号 第 号

様式第39号の5（第17条関係）

養育（専門）里親登録審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けの養育（専門）里親登録申請については、次の理由により登録しないことと決定したので、児童福祉法施行規則第36条の4第2項の規定により通知します。

（理由）

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記

第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第39号の6（第17条の2関係）

養育里親登録事項変更届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

登録番号

住 所

氏 名

印

下記のとおり登録事項に変更があつたので、児童福祉法施行規則第36条の4第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更年月日

2 変更の内容

3 変更の理由

様式第39号の7（第17条の2関係）

児童事故届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

登録番号

住 所

氏 名

印

受託中の児童に事故が発生したので、里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

児 童 氏 名	性 別	生 年 月 日
		年 月 日
事故の概要 (時期、原因、 経過、対応)		
再発防止策		
備 考		

様式第39号の8（第17条の2関係）

養育辞退届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

登録番号

住 所

氏 名

印

下記のとおり養育を辞退したいので、里親が行う養育に関する最低基準第14条第3項の規定により届け出ます。

記

児 童 氏 名	性 別	生 年 月 日
		年 月 日
受 託 年 月 日	年 月 日	
理 由		
備 考		

様式第39号の9（第17条の3関係）

養育里親登録消除通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県知事

印

あなたの養育里親名簿の登録については、児童福祉法施行規則第36条の44第 項
第 号の規定により消除しましたので通知します。

（理由）

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記
第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第39号の10（第17条の3関係）

里親辞退届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

登録番号

住 所

氏 名

印

里親登録を辞退したいので、登録の消除を申し出ます。

（理由）

様式第39号の11(第17条の4関係)

養育里親登録更新申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

登録番号

氏名

印

里親を続けたいので、児童福祉法施行規則第36条の4第1項の規定により養育里親登録の更新を申請します。

住所	電話 ()						
同居人の状況	続柄	氏名	性別	生年月日	職業等	年間収入	健康状態
登録年月日				前回登録年月日			
研修修了(見込)年月日							
備考							

備考 「登録年月日」の欄は、最初に登録された年月日を記載すること。

様式第39号の12（第17条の4関係）

養育里親登録更新通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けの養育里親登録更新の申請については、下記のとおり登録を更新したので通知します。

記

- | | |
|-----------|-------|
| 1 登録年月日 | 年 月 日 |
| 2 更新登録年月日 | 年 月 日 |
| 3 登録番号 | 第 号 |

様式第39号の13（第17条の4関係）

養育里親登録更新審査結果通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けの養育里親登録更新の申請については、次の理由により
登録の更新をしないことと決定したので通知します。

（理由）

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記

第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第39号の14（第17条の5関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）

埼玉県 児童相談所長

氏名

印

下記児童の養育に関しては、里親が行う養育に関する最低基準を遵守することを誓約します。

記

児 童	氏 名		性 別		生年月日	
	措 置 前 の 住 所					
親 未 成 年 後 見 者 権 者 人	氏 名 又 は 名 称		児童との続柄等		職業等	備考
	氏 名 又 は 名 称		児童との続柄等		職業等	備考
里	氏 名		年 齡		職 業	備 考
				歳		
親	氏 名		年 齡		職 業	備 考
				歳		
	住 所					
登 録 年 月 日		年 月 日		登 録 番 号		
備 考						

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に里親取扱規程を廃止する告示（平成二十四年埼玉県告示第百九十六号）による廃止前の里親取扱規程（昭和二十四年埼玉県告示第百二十六号。次項において「廃止前の里親取扱規程」という。）第四条第二項各号に掲げる名簿に登録されている者は、改正後の児童福祉法施行細則第十七条第一項（同規則第十七条の六において準用する場合を含む。）の養育里親名簿に登録された者とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に廃止前の里親取扱規程の規定によりされた申請その他の行為は、改正後の児童福祉法施行細則の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表二二の項中「三九・六六から七五・五六まで」を「五一・〇〇から六二・四九まで」に、「一四〇」を「一一六」に改め、同表二三の項中「三三・三九から六三・二七まで」を「三三・六九から六二・四九まで」に、「四六〇」を「四三六」に改め、同表中三〇二の項を三〇五の項とし、二二九の項から三〇一の項までを三項ずつ繰り下げ、二二八の項を二三〇の項とし、同項の次に次のように加える。

二二三	新座石神住宅	新座市石神一丁目	中層耐火	五〇・四四	二〇
-----	--------	----------	------	-------	----

別表中二二七の項を二二九の項とし、一五三の項から二二六の項までを二項ずつ繰り下げ、一五二の項を一五三の項とし、同項の次に次のように加える。

一五四	ガーデン春日部牛島住宅	春日部市牛島	中層耐火	五〇・〇四	二五
-----	-------------	--------	------	-------	----

別表中一五一の項を一五二の項とし、七〇の項から一五〇の項までを一項ずつ繰り下げ、六九の項の次に次のように加える。

七〇	アーバンヴェール川越上戸住宅	川越市大字上戸	中層耐火	五一・一五	二〇
----	----------------	---------	------	-------	----

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表二二の項の改正規定は公布の日から、同表二三の項の改正規定は同年三月一日から施行する。

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則六 七七

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六 一一）の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用上級試験の項中、「主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職」を「主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職（警察本部に置かれるものを除く。）」に改め、同表免許資格職員採用試験の項中、「公衆衛生、栄養・臨床栄養、食品・食品衛生、給食管理・調理及び栄養指導・教育」を「社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導及び給食の運営」に改める。

別表第五選考の対象となる職に、「三十三 建築の職（警察本部に置かれるものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する

告 示

埼玉県告示第百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年二月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆるりーと
- 三 代表者の氏名
福田 かよ子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県幸手市南二丁目十二番四十号 ライオンズマンション幸手一〇八号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者・障害児に対し、福祉サービス活動を行い、地域社会の障害者福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年二月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ライフネット
- 三 代表者の氏名
安 田 順 一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市岩槻区大字浮谷五百四十九番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対し、高齢者介護施設の企画運営、市民農園（クラインガルテン）の企画運営、経済活動の活性化（生活相談、経営相談）の活動を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百八十八号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開設者	所在地	指定年月日
井 上 眼 科 医 院	針 谷 淑 人	北本市北本2-47 メゾン大一	平成24年1月1日
医療法人健富会おうえんポリクリニック	医 療 法 人 健 富 会	所 沢 市 中 富 1 0 3 7 - 1	平成24年1月1日
石 田 医 院	有 馬 な ぎ さ	比 企 郡 川 島 町 表 4 0 6 - 1	平成24年1月1日
東 川 口 い ず み ク リ ニ ッ ク	医 療 法 人 社 団 俊 睿 会	川口市東川口2-5-3 ベルツリーけやき1階1号室	平成24年1月1日
お お ぎ や 眼 科	扇 谷 晋	久 喜 市 八 甫 4 - 1 1 3 - 5	平成24年2月6日
し よ う の も り ク リ ニ ッ ク	松 澤 悟	深 谷 市 岡 3 3 6 - 1	平成24年1月1日
ア イ ケ ア ク リ ニ ッ ク	佐 藤 香	草 加 市 氷 川 町 8 2 9	平成24年1月1日
狭 山 ケ 丘 滝 沢 歯 科	滝 沢 光 直	所 沢 市 狭 山 ケ 丘 1 - 2 9 8 0 - 4 9	平成24年1月1日
さ い と う 歯 科 医 院	斉 藤 明	川 口 市 本 町 3 - 1 5 - 1 7	平成24年1月1日
河 田 歯 科 医 院	河 田 育 大	深 谷 市 稲 荷 町 3 - 3 - 2 2	平成24年1月1日
さ く ら デ ン タ ル	山 本 昭	草 加 市 弁 天 2 - 2 2 - 3 立 原 ビ ル 1 F	平成24年1月1日
た か さ ご 歯 い し ゃ	小 野 寺 武 彦	草 加 市 高 砂 1 - 3 - 2 0	平成24年1月5日
オ ハ ナ 歯 科 ク リ ニ ッ ク	岡 田 浩	上 尾 市 上 尾 下 9 7 2 - 1	平成24年1月17日
ひ ば り 通 り 歯 科	石 塚 淳 人	新 座 市 栗 原 5 - 1 2 - 2 0 - 1 F	平成24年1月1日
グ リ ー ン 歯 科	大 塚 孝 博	越 谷 市 増 林 5 9 4 5 - 1	平成24年1月1日

すばる薬局	すばる薬局株式会社	久喜市久喜中央2-7-17	平成24年2月1日
あおい調剤薬局 東松山店	あおい調剤薬局株式会社	東松山市松山1828-6	平成24年2月1日
稲垣薬局 東松山店	株式会社三祐産業	東松山市松山1825-3	平成24年2月1日
さくら薬局 東松山店	クラフト株式会社	東松山市松山1829-4	平成24年2月1日
ウエルシア薬局 春日部谷原店	ウエルシア関東株式会社	春日部市谷原3-18	平成23年12月15日
工藤調剤薬局 ふじみ野店	株式会社ファーコス	ふじみ野市市沢2-8-17	平成24年1月1日
訪問看護ステーションたんぽぽ	特定非営利活動法人ぬくもり福祉会たんぽぽ	飯能市落合275-1	平成17年8月1日
訪問看護ステーションデューン越谷	株式会社N・フィールド	越谷市南越谷1-5-38 ラ・ブランシュ1F	平成24年2月1日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
小須田 典之		こすだ整骨院	上尾市川1-15-13	平成24年1月17日
小室 史郎		小室 史郎	行田市持田3-30-20	平成24年2月1日
新井 努		レイス治療院	深谷市東方町3-2-14	平成24年1月16日
太田 黒 奉典		株式会社あさひ	さいたま市西区西遊馬1272-1	平成24年1月31日
香月 浩平		サンメディカル鍼灸整骨院	中央区入船1-2-9 八丁堀MFビル1F	平成24年1月26日

須田 真侑子		しんきゅうマッサージ リオ	戸田市本町 1 - 1 6 - 1 3	平成 24 年 2 月 1 日
佐々木 努		きらり訪問マッサージ	狭山市南入曽 2 6 4 - 6 - 1 0 3	平成 24 年 2 月 13 日
菊池 和行		きらり訪問マッサージ	狭山市南入曽 2 6 4 - 6 - 1 0 3	平成 24 年 2 月 13 日
福本 敏子		きらり訪問マッサージ	狭山市南入曽 2 6 4 - 6 - 1 0 3	平成 24 年 2 月 13 日

告 示

埼玉県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後
クオール薬局人間店	名称	若葉薬局	クオール薬局人間店
医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック川口	名称	医療法人社団悠翔会川口メディカルクリニック	医療法人社団悠翔会悠翔会在宅クリニック川口
きりん薬局	所在地	蓮田市 蓮田 2 3 - 1	蓮田市 蓮田 5 - 2 6 2
クオール薬局宮寺店	名称	グリーン薬局	クオール薬局宮寺店

告 示

埼玉県告示第百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
明 覚 歯 科 医 院	比企郡ときがわ町番匠菱沼 2 0 4 - 4	平成 24 年 1 月 31 日
ウエルシア春日部谷原薬局	春日部市谷原 3 - 8 - 6	平成 23 年 12 月 14 日
斉 藤 歯 科 医 院	川口市本町 3 - 1 5 - 1 7	平成 23 年 6 月 30 日
さ く ら デ ン タ ル	草加市弁天 2 - 2 2 - 3	平成 23 年 12 月 31 日
おうえんポリクリニック	所沢市中富 1 0 3 7 - 1	平成 23 年 12 月 31 日
狭 山 ケ 丘 滝 沢 歯 科	所沢市狭山ヶ丘 1 - 2 9 8 0 - 4 9	平成 23 年 12 月 31 日
池 田 ひ ば り 通 り 歯 科	新座市栗原 5 - 1 2 - 2 0 メゾンドひばりが丘 1 F	平成 23 年 12 月 31 日
ドラッグセイムス西武ひばりヶ丘薬局	新座市栗原 5 - 1 2 - 1 7	平成 23 年 12 月 31 日
た か さ ご 歯 い し ゃ	草加市高砂 1 - 3 - 2 0	平成 24 年 1 月 5 日
河 田 歯 科 医 院	深谷市稻荷町 3 - 3 - 2 2	平成 23 年 12 月 31 日
石 田 医 院	比企郡川島町表 4 0 5	平成 23 年 12 月 31 日
斉 藤 内 科 診 療 所	所沢市青葉台 1 2 9 6	平成 22 年 8 月 20 日
井 上 眼 科 医 院	北本市北本 2 - 4 7	平成 23 年 12 月 31 日
医療法人高仁会川口クリニック	川口市本町 4 - 1 - 8 川口センタービル 1 階	平成 24 年 1 月 1 日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
馬場 亜矢子	蕨市中央1-12-11-402	小谷場整骨院	川口市小谷場461-9	平成23年12月31日

告 示

埼玉県告示第百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
クミエパールデンタルクリニック	日高市鹿山315-4	平成24年2月5日
工藤調剤薬局ふじみ野店	ふじみ野市市沢2-8-17	平成23年12月31日

告 示

埼玉県告示第百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
社団法人越谷市医師会立訪問看護ステーション	越谷市増村3-2-2	社団法人 越谷市医師会	介護予防訪問看護	平成23年9月1日
な な ふ く 苑	人間郡毛呂山町西大久保766-1	社会福祉法人 埼玉聴覚障害者福祉会	通 所 介 護	平成23年4月1日
			介護予防通所介護	平成23年4月1日
ジャパンケア越谷蒲生	越谷市蒲生茜町19-1井上ビル105号	株式会社ジャパンケアサービス	居宅介護支援	平成23年10月1日
あおい薬局鶴瀬関沢店	富士見市関沢2-25-53	あおい調剤薬局株式会社	居宅療養管理指導	平成23年12月5日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年12月5日
グループホームケアサポートそうか新善	草加市新善町224-1	ケアサポート株式会社	認知症対応型共同生活介護	平成23年3月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年3月1日
ヘルパーステーションみやしろ	南埼玉郡宮代町山崎472	医療法人社団 一恵会	訪 問 介 護	平成24年1月1日
			介護予防訪問介護	平成24年1月1日
ハロ-薬局西川口	川口市西川口1-6-1 1階	株式会社 ハロ-コーポレーション	居宅療養管理指導	平成24年1月6日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年1月6日
あるも薬局八潮店	八潮市南後谷861-1	株式会社Blooming Soul	居宅療養管理指導	平成24年1月10日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年1月10日
ヘルパーステーション ハートフル おおむら	志木市上宗岡2-20-31	アクアイースト株式会社	訪 問 介 護	平成24年1月1日
			介護予防訪問介護	平成24年1月1日
いい健康プラザ狭山店	狭山市鷓ノ木13-37	ピップケアウエル安心株式会社	通 所 介 護	平成24年1月17日

			介護予防通所介護	平成24年1月17日
リハビリマシン採用型デイサービス 談話室 歩	富士見市鶴馬3478-2	株式会社マルシェ	通所介護	平成24年1月5日
			介護予防通所介護	平成24年1月5日
デイサービス かんげんどう	鴻巣市赤見台1-8-7	有限会社MMK	通所介護	平成24年1月1日
			介護予防通所介護	平成24年1月1日
ケアサポートみさと 居宅介護支援事業所	三郷市戸ヶ崎3-153-4	ケアサポート株式会社	居宅介護支援	平成24年1月1日
渡 辺 医 院	桶川市若宮1-6-39	医療法人 智正会 渡辺医院	訪問看護	平成23年6月1日
			介護予防訪問看護	平成23年6月1日
			居宅療養管理指導	平成23年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年6月1日
明生リハビリテーション病院	所沢市東狭山ヶ丘4-2681-2	社団法人 巨樹の会	訪問リハビリテーション	平成23年12月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成23年12月1日
山口地域包括支援センター	所沢市山口5257-3	社団法人 巨樹の会	介護予防支援	平成23年12月1日
GENKI NEXT 本庄けや木	本庄市けや木3-24-27	株式会社UMS	通所介護	平成23年12月1日
			介護予防通所介護	平成23年12月1日
デイサービス いこい	本庄市東台3-5-40	アイナス株式会社	通所介護	平成24年1月1日
			介護予防通所介護	平成24年1月1日
城西大学薬局毛呂本郷店	入間郡毛呂山町毛呂本郷972	株式会社 三燿	居宅療養管理指導	平成24年2月1日

			介護予防居宅療養管理指導	平成 24 年 2 月 1 日
デイサービス本舗 朝日	川口市朝日 2 - 2 - 1 1	株式会社ハートフルサポート	通 所 介 護	平成 24 年 2 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 24 年 2 月 1 日
ぴ べ っ と	深谷市上柴町西 3 - 8 - 1 3	株式会社結の会	小規模多機能型居宅介護	平成 24 年 1 月 5 日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 24 年 1 月 5 日
河 田 歯 科 医 院	深谷市稲荷町 3 - 3 - 2 2	河 田 育 大	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 1 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 24 年 1 月 1 日
しょうのもりクリニック	深谷市岡 3 3 6 - 1	松 澤 悟	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 1 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 24 年 1 月 1 日
わしのみやりハビリデイサービス	久喜市鷲宮 3 - 2 2 8 4 - 1	株式会社ICF臨床医学研究所	通 所 介 護	平成 24 年 2 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 24 年 2 月 1 日
デイサービス ポケット	久喜市八甫 4 - 9 3 - 1	有限会社豊松さいたま	通 所 介 護	平成 23 年 9 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 23 年 9 月 1 日
K A Z U コ ー ポ レ ー シ ョ ン	幸手市幸手 5 2 8 5 - 3	株式会社KAZUコーポレーション	福 祉 用 具 貸 与	平成 24 年 1 月 1 日
			介護予防福祉用具貸与	平成 24 年 1 月 1 日
プラチナ・ケアプランサービス春日部	春日部市栄町 3 - 8 1 口-デングリーンB101	株式会社レイクス・トゥエンティワン	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 2 月 1 日
プラチナ・訪問介護ステーション春日部	春日部市栄町 3 - 8 1 口-デングリーンB101	株式会社レイクス・トゥエンティワン	訪 問 介 護	平成 24 年 2 月 1 日
			介護予防訪問介護	平成 24 年 2 月 1 日

ウエルシア薬局 春日部谷原店	春日部市谷原 3 - 1 8	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成 23 年 12 月 15 日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 23 年 12 月 15 日
まごころホーム	春日部市谷原 3 - 15 - 5フカイトウンD棟	まごころライフケア合同会社	通所介護	平成 23 年 8 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 23 年 8 月 1 日
愛の家グループホーム鶴ヶ島三ツ木	鶴ヶ島市三ツ木 9 2 3 - 2 0	メディカル・ケア・サービス株式会社	認知症対応型共同生活介護	平成 24 年 2 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 24 年 2 月 1 日
デイサービス しえすた	比企郡小川町青山 5 9 9 - 1	特定非営利活動法人はあとびいと	通所介護	平成 24 年 1 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 24 年 1 月 1 日
医療法人親和会 訪問看護ステーション ホウエイ	草加市谷塚 2 - 1 3 - 1 6	医療法人 親和会	訪問看護	平成 24 年 2 月 1 日
			介護予防訪問看護	平成 24 年 2 月 1 日
居宅介護支援事業所 スマイルス	ふじみ野市上福岡 1 - 1 2 - 3 0コーポシマ2F	山手ケアサービス株式会社	居宅介護支援	平成 24 年 2 月 1 日
ヘルパーステーション まはろ	戸田市上戸田 1 - 9 - 9 - 1 0 1	株式会社まはろ	訪問介護	平成 24 年 2 月 1 日
			介護予防訪問介護	平成 24 年 2 月 1 日
エルフ	熊谷市新堀 8 0 0 AURORA 1階B	有限会社ソーシャルワーク本舗さいたま	訪問介護	平成 24 年 2 月 1 日
			介護予防訪問介護	平成 24 年 2 月 1 日
訪問介護 ライフアシスト	熊谷市新堀 9 0 9 - 2	株式会社ライフアシスト	訪問介護	平成 24 年 2 月 7 日
			介護予防訪問介護	平成 24 年 2 月 7 日
あいライフ	越谷市神明町 2 - 3 7	あいライフ有限会社	居宅介護支援	平成 24 年 2 月 1 日

居宅介護支援事業所ゆめいろ	越谷市下間久里 3 6 4 - 5	株式会社ゆめいろ	居宅介護支援	平成 24 年 2 月 1 日
訪問看護ステーション デューン越谷	越谷市南越谷 1 - 5 - 38 ラ・プランシユ 1F	株式会社 N・フィールド	訪問看護	平成 24 年 2 月 1 日
			介護予防訪問看護	平成 24 年 2 月 1 日
みやこ薬局 戸田店	戸田市新曽 1 7 0 5	株式会社 サイファー企画	居宅療養管理指導	平成 24 年 2 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 24 年 2 月 1 日

告 示

埼玉県告示第百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
アイティーシー株式会社 東関東支店	所在地	上尾市浅間台1-16-3	上尾市原新町2-20	介護予防福祉用具貸与
				福祉用具貸与
				特定福祉用具販売
				特定介護予防福祉用具販売
ふれあい広場 日高店	所在地	日高市鹿山237-3	日高市鹿山237-6	福祉用具貸与
				介護予防福祉用具貸与
				特定福祉用具販売
				特定介護予防福祉用具販売
南町デイサービスセンター	名 称	蕨市南町デイサービスセンター	南町デイサービスセンター	通 所 介 護
				介護予防通所介護
ケアステーション恵み・喜沢	名 称	ケ ア ス テ ー シ ョ ン 恵 み	ケアステーション恵み・喜沢	通 所 介 護
				介護予防通所介護
ジャパンケア春日部中央	名 称	ハッピー春日部中央・ヘルパーステーション	ジャパンケア春日部中央	介護予防訪問介護
				訪 問 介 護

ジャパンケア北越谷	名称	ハッピー越谷・ヘルパーステーション	ジャパンケア北越谷	介護予防訪問介護
				訪問介護
ジャパンケア北越谷	名称	ハッピー越谷・デイサービスセンター	ジャパンケア北越谷	通所介護
				介護予防通所介護
ジャパンケア越谷蒲生	名称	ハッピー越谷南・ヘルパーステーション	ジャパンケア越谷蒲生	介護予防訪問介護
				訪問介護
ジャパンケア八潮	名称	ハッピー八潮・ヘルパーステーション	ジャパンケア八潮	介護予防訪問介護
				訪問介護
ジャパンケア草加谷塚	名称1	ハッピー草加谷塚・ヘルパーステーション	ジャパンケア草加谷塚	訪問介護
				介護予防訪問介護
ジャパンケア北越谷	名称	ハッピー越谷・居宅介護支援事業所	ジャパンケア北越谷	居宅介護支援
ケアプランあさひ	所在地	ふじみ野市福岡498-1	熊谷市中西4-20-45	居宅介護支援
	名称	居宅介護支援事業所ふじみ野	ケアプランあさひ	居宅介護支援
指定居宅介護支援事業所 ふくろうの杜	所在地	伊奈町大針470-1 ルミナ206号室	伊奈町小室10304-8	居宅介護支援

告 示

埼玉県告示第百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
山 口 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	所 沢 市 山 口 5 2 5 7 - 3	介 護 予 防 支 援	平 成 23 年 11 月 30 日
医 療 法 人 新 医 療 会 明 生 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 病 院	所 沢 市 東 狭 山 ケ 丘 4 - 2 6 8 1 - 2	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 23 年 11 月 30 日
		介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 23 年 11 月 30 日
か み む ら 歯 科 医 院	越 谷 市 相 模 町 2 - 2 2 6 - 4	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 19 年 4 月 1 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 19 年 4 月 1 日
河 田 歯 科 医 院	深 谷 市 稲 荷 町 3 - 3 - 2 2	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 23 年 12 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 23 年 12 月 31 日

告 示

埼玉県告示第百九十六号

里親取扱規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

里親取扱規程を廃止する告示

里親取扱規程（昭和二十四年埼玉県告示第百二十六号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百九十七号

測量計画機関の長である秩父市長久喜邦康から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

秩父市

二 作業種類

公共測量（秩父市道路台帳補正作業委託）

三 作業地域

旧秩父市全域

四 作業期間

平成二十三年十月二十一日から平成二十四年三月二十三日まで

告示

埼玉県告示第百九十八号

測量計画機関の長である上尾市町谷第一土地区画整理組合理事長内田武夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市町谷第一土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（三・四級基準点測量（座標変換）、出来形確認測量（座標変換））

三 作業地域

上尾市町谷第一地内

四 作業期間

平成二十四年一月十六日から平成二十四年一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第百九十九号

測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

平成二十三年十二月二十八日から平成二十四年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第二百号

測量計画機関の長である草加市長田中和明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

草加市内全域

四 作業期間

平成二十三年十二月八日から平成二十四年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第二百一号

測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（道路台帳図デジタル化（既成図数値化））

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十四年一月二十日から平成二十四年三月二十三日まで

告示

埼玉県告示第二百二号

測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（道路台帳図補正）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十四年一月二十日から平成二十四年三月十六日まで

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

<p>朝霞 蕨線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>朝霞市大字上内間木字西通七一三番八 地先から 同市大字上内間木字西通七一三番一 地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年二月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年一月二 十七日埼玉県朝霞県 土整備事務所長告示 第一号で告示した道 路予定区域の全部供 用開始である。延長 一五・五〇メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

一 道路の種類 県道

二 路線名 熊谷小川秩父線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
比企郡小川町大字青山字耕地七五 五番一地从先から同郡同町大字腰越 字南早道二〇一番一地从先まで	比企郡小川町大字小川字上町一二 二番一地从先から同郡同町大字腰越 字金井五九番一地从先まで		区 間
一六・〇〇) 三四・五六	八・六〇) 一一・二九		敷地の幅員 (メートル)
一、三六七・八〇	九九九・〇〇		延 長 (メートル)
社会資本整備総合交付金 (街路)工事。 旧道の一部は、小川町に引 き継ぐ予定。			備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

三沢坂本線	路線名
秩父郡東秩父村大字坂本字栗和田二七〇二番三地先から同郡同村大字坂本字栗和田二六九五番六地先まで	供用開始の区間
平成二十四年二月二十八日	供用開始の期日
延長七三・七〇メートル。	備考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 弁財深谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
熊谷市田島字五反田二二番地先 から同市西野字前二番地先まで		区 間
一三・〇〇 一四・九二	五・五四 八・三〇	敷地の幅員 (メートル)
六四二・五二		延長 (メートル)
地方特定道路(改築)整備 工事		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

弁財深谷線	路線名
熊谷市田島字五反田二二番地先から 同市西野字前二番地先まで	供用開始の区間
平成二十四年二月二十八日	供用開始の期日
延長六四二・五メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 佐野古河線

三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市小野袋字谷田川通 一七二〇番口地先から 同市小野袋字谷田川通 一七二三番イ地先まで	加須市小野袋字谷田川通 一七一五番三地先から 同市小野袋字谷田川通 一七二三番イ地先まで		区 間
八・六〇 二七・三〇	七・〇〇 九・〇〇		敷地の幅員 (メートル)
一一〇・〇〇	二一〇・〇〇		延長 (メートル)
			備 考

平成二十三年九月十三日
 付け埼玉県告示第三十七
 号で設置した堤防開削工
 事に伴う迂回道路の撤去

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十一月二十四日

指令川建セ第二三 七九 号

二 検査済証番号

平成二十四年二月二十三日

川建セ第二三 一 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷字中大下六二七番の一部、六二八番の一部、六

四四番一の一部、六四五番一の一部、町道七八四三号線

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン 代表取締役 西河 洋一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年二月十五日

指令川建セ第二三〇〇三六一号

二 検査済証番号

平成二十四年二月二十三日

川建セ第二三〇〇九八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字牛ヶ谷戸字諏訪六六一番一、六六二番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸八〇番地一

馬場 欽一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年八月二十二日

指令川建セ第二三〇〇三七〇号

二 検査済証番号

平成二十四年二月二十三日

川建セ第二三〇〇九九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字牛ヶ谷戸字諏訪六六〇番三、六六一番一、六六一番

二一、六六二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸八〇番地一

馬場 寿文

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年二月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年三月二十二日

指令越建セ第二二〇〇七七〇号

二 検査済証番号

平成二十四年二月二十四日

越建セ第四五四 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中二百二十二番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端二丁目八番二十七号

鈴木 雅恵